平成２９年（フ）第１３８０号
横浜市鶴見区馬場３丁目17番21号　ユナイトステージ馬場201
債務者　北原　　馨
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９３号
横浜市港北区高田西３丁目６番19―205号
債務者　木下　直哉
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４８５号
横浜市栄区長沼町618番地２　長沼熊谷ハイツ103号
債務者　山崎　　香
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１６号
横浜市港南区最戸１丁目１番８号　サニーハイムⅡ　102
債務者　中村　晃広
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１８号
横浜市神奈川区三ツ沢中町31番26号　テラス26　201号
債務者　水木　　圭
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１９号
横浜市南区唐沢56番地３
債務者　高澤さとみ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２０号
横浜市中区北方町１丁目32番地　ストークハイツ本牧202号室
債務者　田中　禎枝
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２４号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋402号
債務者　山崎　裕子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２９号
東京都立川市羽衣町１丁目25番４号シャルム西国立203号
債務者　野口　元明
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午前11時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６０号
東京都府中市寿町３丁目９番地の46
債務者　金子　浩実
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午前11時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２１号
東京都小平市学園西町１丁目25番３―201号
債務者　本名　和子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午前11時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１７号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番１―802号県営比屋根団地、住民票上の住所沖縄県うるま市石川東山本町１丁目12番29号
債務者　久手堅　毅
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月18日午前10時
　　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４８３号
神奈川県海老名市上今泉６丁目22番２―302号
債務者　吉田　正美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３２１号
東京都目黒区中町１丁目25―２―302
債務者　九折　明子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３７２号
東京都町田市木曽東４丁目12―イ19―312
債務者　三村　孝行
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３８０号
東京都青梅市新町９丁目2016―10―726
債務者　丸山　文奈
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部